

【運営規定 21】

表彰規定

(総則)

第1条 本規定は、定款第4条の事業に挙げた研究、技術開発の業績及び当法人への多大な貢献に対する表彰について規定する。

第2条 当法人は、先端材料技術協会の賞として、先端材料技術の分野で、特に優れた業績を上げ又は大きく貢献した個人又はグループを表彰するものとする。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、協会特別賞、論文賞、製品・技術賞、功績賞及び奨学賞とする。

(協会特別賞)

第4条 協会特別賞は、先端材料技術の分野で、国際的に優れた研究若しくは技術開発の面で大きく貢献した個人又はグループ、又は本協会の発展に運営面、行事面で卓越した寄与を果たした個人又はグループに授与する。

2 受賞の件数は、原則として毎年1件とする。ただし理事会が認めた場合はその限りではない。

(論文賞)

第5条 論文賞は、先端材料に関する科学技術に大きく寄与した論文に対し授与する。

2 受賞の件数は、原則として毎年1件とする。ただし理事会が受賞該当者無しと認めた場合はその限りではない。

3 受賞の対象となる業績は、原則として最近数年の間に SAMPE 発行誌、SAMPE 国際会議ならびに国内会議に発表された論文とする。論文は独創的かつ斬新なものであることとし、共著でもよい。

4 該当する論文が無い場合は、論文に準じる発表に賞を与えることができる。その場合には、ベストプレゼンテーション賞と呼称する。

(製品・技術賞)

第6条 製品・技術賞は、新材料もしくは新しいプロセスによる新製品又は新技術に対し授与する。

2 受賞の件数は、特に定めない。

3 受賞の対象となる製品・技術は、原則として本協会主催の講演会又は展示会において発表、出展されたもののうち、新材料もしくは新プロセスによる新製品又は新技術で、独創的、技術的及び商品的に優れたものとする。

(功績賞)

第7条 功績賞は、本協会発展のために特に顕著な功績を認められたものに対し授与する。

- 2 受賞の件数は、原則として毎年1件とする。ただし常務理事会又は理事会が認めた場合はその限りではない。
- 3 本協会の役員、理事、常任委員会委員及び国際会議委員ならびにこれらに関連する役職を務めた者で、本協会の運営、発展に大きく寄与した者を受賞対象とする。受賞の目安とする貢献度を別途内規に定める・

(奨学賞)

第8条 奨学賞は、大学院学生の先端材料に関する研究発表の中で、特に優れたものに授与する。

- 2 受賞の件数は、特に定めない。
- 3 受賞の対象となる研究は、原則としてSAMPE関連の研究会において発表されたものとする。
- 4 学生委員会は、奨学賞候補について審議を行い、表彰委員会へ推薦する。

(選考)

第9条 受賞の選考は下記の手順により行う。

- (1) 表彰委員会委員長は、全ての正会員及び賛助会員に対して、それぞれの賞について推薦を依頼する。その時期は、毎年1月頃とする。
- (2) 推薦を行う会員は、所定の推薦書に、必要であればその内容を証明する添付書類を付けて、協会へ提出する。締め切りは、毎年3月末頃とする。
- (3) 推薦書の内容を、表彰委員会で精査する。
- (4) 表彰委員会委員長は、選考の経過とその結果を、選考報告書として会長に答申する。その時期は、毎年4月頃とする。
- (5) 会長は、その選考報告に基づき、表彰候補者を理事会に諮り、定時総会の前の直近の理事会において受賞の可否を決定する

(表彰)

第10条 表彰は、賞状ならびに賞牌とする。

第11条 受賞者の表彰は、当法人の総会又はSAMPE国際会議において行う。

(改定)

第12条 本規定の改定は、理事会の決議により行う。